

教育署名 2022 スタート集会

対話を進め 3万筆を



今年34年目になる「ゆきとどいた教育を求める全国署名」の岡山県スタート集会が、8月18日岡山市で開かれ、本格的取り組みがスタートしました。

集会では、教育文化センター事務局長の菅木一成さんが、今年度の取り組みの方針を提案し、高等学校教職員組合書記長の豊田佳香さんが「子ども家庭庁に期待することと問題点」と題して報告をしました。

豊田さんの報告を聞く参加者（8月18日）

第1次署名集約 10月14日 最終集約 11月18日

岡山県議会提出 11月末

岡山市議会提出 12月初め

国会提出 2月

報告 豊田佳香さん（高教組書記長）

「こども家庭庁に期待することと問題点」

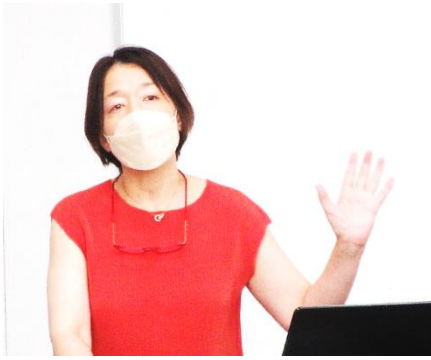
豊田さんは、6月25日に行われた「子どもの権利・教育・文化全国センター」の総会でおこなわれた、末富芳氏（日本大学教授・内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員）講演「こどもの権利とこども家庭庁」の内容を報告しました。

.....

末富氏は「子どもの権利は国内において十分に重要視されておらず、優先して守られていないことから、子どもの権利の基本法が必要」との立場を取っています。2010年から10年で児童生徒の自殺数は2.7倍となっていること、しかもその理由も把握できていないことを問題視しています。児童虐待が深刻化している現状を受け、2016年に児童福祉法改正が行われ、2019年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正されるなどしています。

しかし「個別法の改正だけでは、肝心の財源確保や、子ども・若者に届く政策の抜本的拡充はできません」と氏は主張しています。確かに、こども基本法に「意見表明の機会」「子どもの最善の利益優先」が盛り込まれ、国の責任等の明確化を求めていることは評価できる点です。

こども家庭庁が設置されることの意味するところは、より多くの人員があてられ、予算確保がされやすくなるという点も明るいニュースではあります。しかし、こども基本法第3条「養育は・・保護者が第一義的な責任を有する」と明記されていること、そもそも「こども庁」として設立が議論されていたものが「家庭」の文字が入った経緯など、批判的な目を持って注視・働きかけをしていかなければならないことも事実です。とはいえ、内閣府の有識者会議構成員



報告する豊田佳香さん

として影響力をもった氏が、何よりも子どもの人権重視の立場で尽力してこられたことは、安心材料には違いありません。子どもの自殺者増加、生きづらさの背景には、本来子どもたちをあたたく見守るはずの保護者自身が経済的・社会的に厳しい状況に追い込まれていることも関与していると思われます。こども基本法第3条の6に明記されているように、「次代の社会を担うこどもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること」に、官も民もお互いが連帯して尽力することが重要だと思います。

「こども家庭庁・こども基本法は、子どもの権利の実現につながるか？」

「子どもの権利・教育・文化全国センター2022 年度総会」議案書から）

- ① これらの法律には、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言や「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」という条約の「4 つの一般原則」への言及が見られますが、総体としては、政府が子ども施策の「大綱」をつくって自治体を実施させるための「施策推進法」となっており、子どもの権利を具体化するための「権利保障法」であることは言えません。以下、問題点を指摘します。
- ② こども家庭庁は内閣府の外局に位置づけられ、内閣総理大臣を議長とする「子ども政策推進会議」の審議にもとづいて、他省庁より高い位置から政策の「総合調整」を行います。資料の提出や説明を求めることができ、政策が不十分な場合には是正を要求する「勧告権」を持ちます。このように、子ども施策の権限が首相と内閣府に集中することにより、現政権の、自己責任と効率優先の新自由主義的な方針が、福祉と教育の条理を旨とすべき子育て・教育の施策に直接的に反映させられてしまうことが危惧されます。
- ③ 当初検討されていた「こども庁」が「こども家庭庁」に変わり、「基本法」にも子どもの「養育は家庭が基本」と明記されています。子育ての自己責任・家庭責任や、「あるべき」家庭・子育ての姿が押しつけられ、子どもや保護者が一層追いつめられてしまうことが危惧されます。自己責任の押しつけは、子育てを支える国の責任を後景に追いやるものです。
- ④ 子どもの権利のとらえ方が一面的です。「設置法」には、こども家庭庁の「分担管理事務」として「こどもの権利利益の擁護」が明記されていますが、それは「虐待の防止」と「いじめの防止」などに限られ政府や行政による子どもの権利侵害などは想定されていません。「基本法」にも、「4 つの一般原則」の1 つである「意見を表明する機会」や「社会的活動に参画する機会」の保障に関する具体的な記載がなく「SNS で意見を聞く」（国会答弁）など、意見表明権をきわめて形式的にとらえています。
- ⑤ 子どもの権利を守るために不可欠である、「行政から独立して施策を監視し、個別に権利救済を行うしくみ」がありません。「子どもコミッショナー」など名称はさまざまですが、海外でも70 か国以上、国内でも約40 の自治体で設置されており、国連子どもの権利委員会第4, 5 回最終所見においても「子どもに適した方法で子どもからの苦情を受け取り、調査し、必要な措置を講ずる仕組みを含む、人権をモニタリングする独立した仕組み」の創設が要請されていたにもかかわらず、その創設を見送ったことは重大な問題です。
- ⑥ 子どもに関するデータの連携・利活用による「子どもデータベース」を推進しようとしています。子どもや家庭の情報をAI に分析させ、「プッシュ型支援」「アウトリーチ型支援」を行うためだとされていますが、不利益な情報が「デジタルタトゥー」となって生涯にわたって影響を及ぼすなど、重大な権利侵害が危惧されます。福祉の現場からは、「子どもや保護者の中に『管

理されている』という意識がはたらき、本当に必要な支援ができにくくなってしまいう」など、批判の声が上がっています。支援を強めるためには、子どもや家庭によりそって機敏に対応できる専門職員の増員と体制の強化こそ必要です。

- ⑦ 教育に関する課題については、「憲法と教育基本法を頂点とする教育法体系のもとで行われるものである」（国会答弁）という理由で、こども家庭庁の管轄外とされています。行政が教育内容に介入することはあってはならないことですが、国連子どもの権利委員会の「最終所見」でも毎回厳しく指摘されているような、過度な競争と管理の教育によって子どもたちがストレス状態に置かれ「子ども時代を享受できない」深刻な権利侵害の実態を、放置することは許されないことです。

子どもたちへの 弔意の強制を許さない 7/12 葬儀 9・27「国葬」 倉敷市



要請する新婦人と教職員の会

倉敷市では先月17日の安倍晋三元首相の葬儀に際し、総務局長名で市役所本庁舎・支所への半旗掲揚。黙祷を呼びかけました。また教育企画総務名で報道機関宛の文書に「半旗掲揚のご協力をお願いいたします」と追記した文書を各校園に通知しました。

これに対し新婦人倉敷3支部と岡山県教職員の会は、8月18日「半旗掲揚の依頼に抗議し、弔意表明の強制を行わないこと」と題する申し入れを行いました。教育企画総務課は「庁内の連絡網で回ってきたものを各学校にお知らせしただけ」と繰り返し、子どもと教育に責任を持つ自律した役割を放棄する態度に終始しました。

その後、倉敷市の伊東香織市長は8月29日の記者会見で、各学校への半旗掲揚については「想定外」だったと「釈明」（毎日新聞報道による）しました。

申し入れをした両団体は、「半旗掲揚の『お願い』をすること自体が、憲法に掲げられた個人の思想信条を侵し、教育の政治的中立をうたった教育基本法に触れる。さらに『協力のおお願い』は、報道機関宛の通知に追記しただけのものであり、あまりにも乱暴だ」「『想定外だった』といってやり過ごそうとする市長の態度は許せない」とし、今後も市長や教育長の責任を追及していく予定です。

岡山県家庭教育応援条例

制定に旧統一協会の影

「岡山県家庭教育応援条例」は、今年3月県議会で成立しましたが、その背後に日本会議とともに、旧統一協会の強力な働きかけがあったのではないかという疑惑が浮かび上がっています。

家庭教育応援条例の素案作成から成立まで中心にかかわってきた自民党のF県議は、2022年4月、旧統一協会に関連する「世界日報」から家庭教育応援条例について取材を受けています。（『家庭教育応援条例』の狙い—岡山県議会議員 Fさんに聞く」4月15日付）

8月のTBS「報道特集」では、旧統一協会が全国で条例制定を議会に働きかけており、岡山県の条例制定の動きも伝えています。(8月21日TBS「報道特集」 検証第4弾・旧統一教会②内部資料入手 地方政界進出の思惑)

国葬 家庭教育応援条例 0歳児からのスマホ利用 教育文化センターが緊急の申し入れ

9月13日、おかやま教育文化センターは岡山県知事と県教育長に対し、以下の申し入れを行いました。対応した浮田教育次長は「現時点では半旗については考えていない」「条例についてのマスコミの報道にびっくりしている。これまでの施策を条例の中で進めていく」「小4以下についてはスマホをあまり使っていないだろうと考えていた」と述べました。参加者からはあらためて子どもの立場にたった対応を要請しました。申し入れには氏平県議と須増県議が同席しました。



浮田教育次長(左)に申し入れするメンバー

岡山県知事 伊原木 隆太 様
岡山県教育長 鍵本 芳明 様

2022年9月5日
おかやま教育文化センター
共同代表 三上雅弘 豊田依子 大谷浩司

子どもの教育にかかわる緊急の申し入れ

日頃より子どもたちの教育充実のためにご尽力されていることに、敬意を表します。

さて、昨今の国政や県政の動向に関わって、教育への悪影響が危惧される問題が起こっています。

第一に安倍元首相の国葬の問題に関わってです。国葬であっても個人の思想・良心の自由が保障されなくてはなりません。それは大人だけでなく子どもにおいても同様です。行政の側から学校に対し半旗の掲揚を要請したり、子どもたちや教職員に弔意の表明を強要することはあってはならないことだと考えます。

第二に今年三月、多くの県民の疑義や反対があったにもかかわらず県議会は「岡山県家庭教育応援条例」を制定しました。その制定に至る過程で旧統一協会の関与があったことをマスコミが報じている問題です。これが事実であるとすれば、この条例にもとづく行政施策は、結果として反社会的集団による画策に加担していることになってしまいます。

第三にデジタル社会の進展に伴って、乳幼児にまでスマホ等のデジタル機器が浸透している問題です。おかやま教育文化センターは、今年3月「スマホ等の利用に関する保護者アンケート」を実施しました。そこから明らかになったのは、0才から3才の乳幼児の半数がスマホに触れているという実態です。乳幼児期からスマホ等が習慣となることが、子どもの成長にどのような影響を及ぼすのか。実態と課題を明らかにする必要があります。

以上三つの問題に関わって、下記のとおり緊急の申し入れを行います。

記

- 1 国葬が実施される場合、各学校に対して半旗の掲揚や弔意の表明を要請しないこと。
- 2 岡山県家庭教育応援条例にもとづく施策を中断すること。
- 3 0才から小学3年生までの乳幼児・児童を対象にした「スマホ等の利用に関する実態調査」を早急におこなって実態と課題を明らかにし、対策を講じること。